

## 決議 X. 25

## 湿地とバイオ燃料

1. 第9回生物多様性条約締約国会議（2008）が、農業の生物多様性に関する決定 IX/1 第31項及び農業の生物多様性とバイオ燃料に関する決定 IX/2 において、バイオ燃料問題を提起したことを**確認し**、
2. バイオ燃料を持続不可能な方法で生産及び使用することに内在する、環境的な負の影響及び社会経済的な負の影響を意識しながらも、バイオ燃料を持続可能な方法で生産及び使用することが、持続可能な開発の促進及び「ミレニアム開発目標」の達成の促進に貢献する可能性があることを**認識し**、
3. エネルギーの安全性向上と経済発展の推進、また温室効果ガス（GHG）排出量の削減を試みるのが、緊急性のある国際的優先課題であることを**認識し**、
4. 特にバイオ燃料生産を含む、排出量の低い再生可能なエネルギー源を使用することに国際的な注目が集まっていることを**意識し**、
5. バイオ燃料は、同じ作物種の遺伝子型間の違いを含めて、それぞれが湿地に対する異なる潜在的影響を持ちながら、サトウキビ、トウモロコシ、ビート、小麦及びモロコシ属（以上はバイオエタノールに変換される）ならびに菜種、ヒマワリ、大豆、油やし、ココナッツ及びジャトロファ（以上はバイオディーゼルに変換される）のような、様々な食物及び非食物資源から生産されうることを**同じく意識し**、
6. 使用される原材料、生産の方法及び場所、農作業ならびにその土地の関連する政策に特に左右される湿地の保全及び持続可能な利用における、バイオ燃料の生産及び使用により生じる可能性のある、プラスの影響及び負の影響を**認識し**、
7. 世界には水ストレスを与えられている地域が数多くあること、またこのような水への需要は上昇すると予想されることを**重ねて意識し**、世界中で取水される水の70%は灌漑農業にすでに使用されており、すべてのバイオ燃料生産システムに灌漑が必要だとは限らないものの、バイオ燃料生産目的を含む灌漑農業の拡大により、バイオ燃料への変換による湿地への脅威及び水質への悪影響を含めた、水資源及び湿地と生物多様性に対する脅威が増加し得ることを**認識し**、
8. バイオ燃料作物は、それぞれ育成に要する水の量が異なること、劣化した土地での育成が可能なものがあり、人間集団への利益を伴いながら湿地の再生を助けることが可能な場合もあることを**認識し**、
9. 「国連食糧農業機関（FAO）」、「国際水管理研究所（IWMI）」、国際湿地保全連合（WI）ならびに世界自然保護基金（WWF）による、バイオ燃料分野における水、湿地及び農業に関する働きを**意識し**、
10. バイオ燃料がもたらした課題及び機会に取り組み、バイオ燃料に関する首尾一貫した効果的かつ結果志向の国際的な対話を促すためには、中期的措置と長期的措置を組み合わせることが不可欠であることを特に強調した、2008年6月ローマにおいてFAOが主催した「世界の食料安全保障に関するハイレベル会合：気候変動とバイオエネルギーがもたらす課題」の最終決議に**注目し**、

11. 実質的に増加すると予測される食物及び燃料生産の世界的な需要によって、農地及びバイオ燃料生産において潜在的に競合する需要が、以前に回復プログラムの対象であった条約湿地を含む湿地とその他の脅威にさらされた生態系を転用させる圧力につながる可能性があることに**憂慮の念を表し**、
12. 決議 X. 24 「気候変動と湿地」で認識されているように、湿地の転用によりそこに貯蔵されている炭素から高レベルの温室効果ガスを排出させる危険があり、すでにこれが温室効果ガス排出の主な原因となっている湿地もあることに**同じく憂慮の念を表し**、
13. バイオ燃料生産を動機として行われた湿地の更なる転用に関する決定は、炭素貯蔵、洪水防止、食物及び繊維の生産ならびに地下水の再補充のような、湿地が提供する生態系サービスの全体を、必ずしも考慮しているとは限らないことを**重ねて憂慮し**、

**締約国会議は、**

14. バイオ燃料の生産及び使用は湿地に関して持続可能でなければならないことを**確認する**。
15. 締約国に対して、関連するどんな国の法令とも整合性を保ちながら、ラムサール条約湿地及びその他の湿地に影響する、バイオ燃料作物生産枠組み案について、特に地表及び地下水資源に関連した、排水を含めた潜在的な影響、利点及び危険を評価すること、必要に応じて決議 VII. 16 及び決議 X. 17 に従って、環境影響評価 (EIA) 及び戦略的環境影響評価 (SEA) を実施すること、また負の影響を回避し、回避が不可能な場所では、可能な限り適切な緩和活動かつ／あるいは代償／オフセット行動を、例えば湿地再生を通して実行するよう努力することを**求める**。
16. 締約国に対して、湿地におけるバイオ燃料の原材料を生産及び使用する際の、正の影響を促進し負の影響を最小限に抑えるような政策を、迅速に実施する必要性を認識しながら、バイオ燃料の持続可能な生産のための適切な陸域使用政策の策定を検討するよう**強く要請する**。
17. 締約国に対して、再湿潤化した泥炭地 (paludiculture) におけるバイオマスの耕作を検討すること、またバイオ燃料生産の悪影響の緩和につながる持続可能な林業及び農業の実践を促進することを**奨励する**。
18. 締約国に対して、開発協力、技術移転及び情報交換の強化を通して、バイオ燃料の持続可能な生産及び使用を促進するよう**強く要請する**。
19. 締約国に対して、バイオ燃料作物生産のためのいかなる政策も、湿地及び湿地が支える生物多様性が提供する生態系サービス及び生活の全範囲に配慮するとともに、その価値を考慮することを保証するために努力すること、また費用対効果分析と平行しながら、これらのサービス間のトレードオフを考慮し、必要な場合は、1992 年の「環境と開発に関するリオ宣言」の原則 15 で定義されるような予防手段を適用することを**極めて強く要請する**。
20. 科学技術検討委員会 (STRP) に対して、次のような行動を取るよう**指示する**：
  - i) 湿地に対する影響に関して、バイオ燃料生産の全球分布を再調査する。
  - ii) 湿地に関係するバイオ燃料の原材料の生産に関して、既存の最優良事例のガイダンス及び社会的・環境的な持続可能性評価を、調査及び照合する。また、必要な場合、このようなガイダンス及び評価を、関係するその他の国際団体と協力して開発する。
  - iii) 湿地に関する持続可能なバイオ燃料問題について、締約国間において一層の議論を進めることを検討する。

- iv) 代表者会議にその締結に関する助言を行う。
  - v) バイオ燃料に取り組む関連国際機関と協力する。
21. 締約国に対して、ラムサール条約湿地及びその他の湿地に影響するバイオ燃料作物生産の枠組み案が、潜在的に抱える影響、利点及びリスクを評価するための、更なる研究及び分析を実施することを奨励する。
22. FAO、IOPs 及びその他の関連団体に対して、この取り組みに貢献すること、またその結果を関係するプラットフォーム及びフォーラムに連絡し、やり取りするのを支援するよう促す。
23. 生物多様性条約締約国会議（CBD）の事務局長に対して、バイオ燃料の持続可能な生産及び使用に向けて召集された地方ワークショップにおける、STRP を通して得られる専門知識を参考にすることも視野に入れて（CBD 決定 IX/2 第 12 項）、CBD とラムサール条約との間の共同作業計画の中に、湿地、生物多様性及びバイオ燃料に関する適切な配慮及び行動を含めるよう促し、STRP に対して、利用可能な援助がある限りこれらの過程に貢献するよう指示する。